

## 中小企業の「事業」を守る！

～事業実態を熟知する顧問税理士に問われる士業連携のとき～

### 講演内容

第一部 **関与先を守る・報酬は？  
法的手続を駆使して救う時、  
非弁行為も回避**

第二部 **経営革新か、事業再生か、  
事業承継か**

平成25年3月末に効力を失う「中小企業金融円滑化法」の出口戦略として本年8月末に施行された改正「中小企業経営力強化支援法」は中小企業の救いとなるのか？

同法には、改善計画を描ける企業の救済と、それ以外の企業の切捨ての二面性がある。

現在リスケ中の中小企業が約41万社あるなか、倒産させるべきではない事業にいかにして金融支援を得させるのか、倒産させるほかないのか、数ある士業の中でも企業実態を最も熟知している税理士の職業的判断が問われている。

### 講師紹介

第一部 愛知淑徳大学大学院客員教授  
牧口会計事務所所長  
一般社団法人日本企業再建研究会  
出版・研究事業部長

### 税理士 牧口晴一

相続・合併等組織再編税制に精通する人気講師。主な共著書「組織再編・資本等取引をめぐる税務の基礎」(2012年、中央経済社)

第二部 一般社団法人日本企業再建研究会  
(事業承継ADRセンター)理事長  
弁護士法人虎ノ門国際法律事務所所長

### 弁護士 後藤孝典

会社分割法制導入当初より「債務超過でも会社分割ができる」と主張。会社分割を活用した企業再生の実績を重ね、特別清算や民事再生を駆使し、中小企業の再建に従事。主な著書「会社分割(第6版)」(2012年、かんき出版)

### 開催要項

- ◆ 日時: 2012年**12月 4日(火)**  
13:30～16:30 (受付:30分前～)
- ◆ 受講料: 3,000 円(テキスト代含む)  
当日受付時にお支払ください。

- ◆ 会場 **航空会館 5階 501+502会議室**  
105-0004東京都港区新橋1-18-1  
(最寄駅:JR新橋、地下鉄内幸町、日比谷)
- ◆ 対象・定員: 税理士会会員 100名様先着順
- ◆ お申し込み: 下記の申込覧にご記入の上、  
FAXまたはメールにてお申し込みください。

【主催】 法務大臣認証第113号事業承継ADRセンター (民間(裁判外)紛争解決手続)  
一般社団法人日本企業再建研究会 東京都港区西新橋1-5-11第11東洋海事ビル9階  
弁護士法人虎ノ門国際法律事務所内

▼申込み・お問い合わせ

**FAX/03-3500-0092** 電話/03-3591-7381

<http://www.kigyosaiken.or.jp>

メール: [info@kigyosaiken.or.jp](mailto:info@kigyosaiken.or.jp)

貴事務所名			
ご住所			TEL
参加者名			FAX
所属税理士会	支部名	登録番号	
メールアドレス	税理士登録番号は各先生ごとにお願ひ致します。		
<input type="checkbox"/> 受講料・会場地図をファックスで希望される方は、チェックを入れてください。(通常はメールで送付いたします。)			

東京税理士会認定研修となりますので、東京税理士会会員の方を優先的に受け付けております。ご了承ください。